

令和8年度 屋外広告物講習会の開催案内

1 開催日時及び会場

日 時	会 場
令和8年7月31日(金) ● 全科目受講の方 9:45～17:00 (受付 9:15～9:40) ● 「広告物の施工に関する事項」の受講免除者 13:15～17:00 (受付 12:45～13:10)	大津市役所 別館1階 大会議室 住所：滋賀県大津市御陵町3番1号

2 講習科目及びスケジュール

講 習 科 目 等	時 間 (予定)
広告物の施工に関する事項	10:00～12:00 (2時間)
広告物に係る法令に関する事項	13:15～14:45 (1時間30分)
広告物の表示の方法に関する事項	15:00～16:30 (1時間30分)
考査	16:30～16:50 (20分)

3 申込方法等 (持参・郵送にて申込 ※ FAX・E-mailでの申込不可。)

受付期間	令和8年 4月27日(月)～5月22日(金) ※1 持参の場合：土日祝除く9:00～17:00 (12:00～13:00除く) ※2 郵送の場合：5月22日(金) 必着
定 員	150名(予定) ※申込人数が定員を超過した場合は抽選を行います。抽選の場合、当選者にのみ受講票と受講手数料の納付書を発送します。発送は5月30日頃を予定しています。
申込方法 持参 郵送	下記の書類を受付期間内に下記提出先に持参もしくは郵送してください。 (1) 屋外広告物講習会受講申込書 (※市ホームページからダウンロード可能) ・必要事項を記入し、申込者本人の写真を貼付したもの (2) 「広告物の施工に関する事項」の受講が免除となる資格を証する書面の写し (※有資格者のみ) ・次のいずれかに該当する方は、「広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。 ① 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者 ② 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者 ③ 電気事業法第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ④ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの
受講手数料	全3科目受講の方は6,000円、「広告物の施工に関する事項」の受講免除者は4,000円 1 受講手数料は、納付書にて所定の金融機関で納付してください。(納付期限：6月19日) 2 一度納付された受講手数料は、講習会を受講されない場合でもお返しできません。
提出及び 問合せ先	〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市 都市計画部 都市計画課 屋外広告物係 (大津市役所 本館3階) 電話番号：077-528-2956 E-mail：otsu1303@city.otsu.lg.jp

※個人情報の保護に基づき、申込に際し得た個人情報は、講習会以外の目的には使用いたしません。

(裏面に続く)

● 講習会場へのアクセス



会場住所：滋賀県大津市御陵町3番1号

JR：湖西線 大津京駅（駅から徒歩10分）

京阪電車：石坂線 大津市役所前駅（駅から徒歩1分）

◆会場利用案内

- (1) 大津市役所には駐車スペースが十分ないため、公共交通機関をご利用ください。
- (2) 会場での飲食について
 - ・受講中は、ペットボトル等の飲料を除き、飲食はお控えください。
 - ・昼食時など会場内で飲食は可能ですが、ごみは必ず各自で持ち帰るようお願いします。
- (3) 敷地内は全て禁煙です。

● 当日、ご持参いただく物

- ・受講票（受付時に提示してください）
- ・筆記用具
- ・電卓（全3科目を受講される方）
- ・補助テキスト（下記参照）

● 講習会の補助テキスト購入案内

◆講習会の補助テキストとして次の3冊が必要です。事前購入いただき、持参していただきますようお願いいたします。

- ・屋外広告の知識 法令編 第五次改訂版（税込 2,970円）
- ・屋外広告の知識 デザイン編 第四次改訂版（税込 2,096円）
- ・屋外広告の知識 設計・施工編 第四次改訂版（税込 2,724円）

- ・屋外広告の知識 3巻セット（税込 7,100円）

<テキスト購入に関するお問い合わせ・申込先>

株式会社ぎょうせい関西支社（担当：越智）

〒540-0012 大阪府中央区谷町3丁目1番9号

電話番号 06-4790-9351 フリーFAX 0120-802-489

Mail Eigyo-suishin_Kansai@gyosei.co.jp

屋外広告業を営む方は、営業活動を行おうとする地域を所管する知事、指定都市又は中核市の市長に必要事項を登録又は届出しなければなりません。また、営業所ごとに、屋外広告物講習会の修了者等の「業務主任者」を置くことが義務付けられています。

- ※1 次のいずれかに該当する方は、今回の屋外広告物講習会を修了することなく業務主任者になることができます。
- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - (2) 都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う屋外広告物講習会の修了者
 - (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
 - (4) 市長が、前第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者
- ※2 屋外広告物講習会修了者は、一部の自治体において業務主任者になることができない場合があります。屋外広告業に係る登録又は届出を予定している自治体の条例等を確認するようにしてください。

※この講習会は、近畿圏の府県、指定都市及び中核市が輪番で開催しています。